

「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書

安倍内閣は今国会に集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するために「安全保障関連法案」を提出している。

その具体的な内容は、米国などの軍隊による様々な場合での戦争や軍事行動、武力行使に自衛隊が地理的限定なく緊密に協力することや、日本に対する武力攻撃がなくても、政府が「存立危機事態」と判断すれば、武力行使ができる等、憲法9条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根底からくつがえす極めて危険なものである。

憲法審査会に招聘されたすべての憲法学者も法案に対し「憲法違反」の考えを示し、全国でも大多数の憲法学者から集団的自衛権の行使や他国軍との武力行使の一体化を「違憲と判断している」と指摘されて違憲性が高いものとして声が上がっている。

70年前の戦争では唯一地上戦があり、多くの犠牲者を出し戦争の愚かさ、哀れさを受け継がれている沖縄県民にとって戦争のできる国へ変わる法案は到底許されるものではない。特に常時軍事訓練が優先に行われ町民無視の米軍嘉手納基地を抱えるわが町では戦争や軍事行動へ自衛隊が参加していくことでテロの攻撃対象にされ、さらに基地の危険性が増すことは避けられないものと危惧する。

「安全保障関連法案」は憲法第9条の日本が再び戦争する国にならないように固く決意した世界に誇れる平和憲法を破壊に導くものである。

よって、安倍内閣が今国会に提出した審議中である「安全保障関連法案」を速やかに撤回し廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月16日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣 法務大臣 衆議院議長 参議院議長